

【記載例】

届出する年月日を記入してください。

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

父母が現在、婚姻しているときは、母に氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは、変更後(現在)の氏を書いてください。養父母についても同じように書いてください。

字加入
字削除
訂正
印

令和 年 月 日
午前 時 分受領
午後 時 分受領
夫 免 旅 住 その他 無 ()
妻 免 旅 住 その他 無 ()
使 免 旅 住 その他 無 ()
送付 年 月 日

確認 通知

受理 令和 年 月 日		発送 令和 年 月 日	
第 号		第 号	
送付 令和 年 月 日		長 印	
第 号		第 号	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附票 住民票 通知
長 殿			
(よみかた) 氏 名	夫 かみかわ いちろう	妻 かみかわ はなこ	
氏 名	上川 一郎	上川 花子	
生 年 月 日	昭和 40 年 1 月 1 日	昭和 40 年 3 月 3 日	
住 所	北海道上川郡上川町南町	北海道上川郡上川町本町	
(住民登録をしているところ)	180 番地 番号	2 番地 番号 1	
(よみかた) 世帯主の氏名	かみかわ いちろう	かみかわ はなこ	
世帯主の氏名	上川 一郎	上川 花子	
本 籍	北海道上川郡上川町南町 180 番地 番号		
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	北海道旭川市宮前通東 4 1 5 5 番地 番号 3 1		
筆頭者の氏名	上川 一郎		
父母の氏名	夫の父 上川 太郎	妻の父 愛別 次郎	
父母との続き柄	母 梅子	母 当麻 春子	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定		
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
もどる者の本籍	北海道上川郡愛別町字本町 179 番地 番号		
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 上川 さくら	妻が親権を行う子	
同居の期間	年 月 から 年 月 まで (同居を始めたとき)		
別居する前の住所	北海道上川郡上川町南町 180 番地 番号		
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1 から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>		
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
届出人	夫 上川 一郎	妻 上川 花子	
署名押印			

協議離婚の場合は、婚姻中の氏名で、必ず各自が自署してください。※裁判での離婚の場合は、申立人又は訴提起者が署名してください。※押印義務は廃止になりました。任意で押印することはできません。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届書は、1通でさしつかえありません。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。そのほかに必要なもの 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本 審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき⇒和解調書の謄本 認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本 判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

協議離婚の場合は証人2人の署名が必要です。証人は、離婚の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。証人の方が必ず自署してください。※押印義務は廃止になりました。任意で押印することはできません。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 印	甲野 三郎 印 丙島 梅代 印
生 年 月 日	昭和 〇×年 △月 □日 平成 ××年 □□月 ○日
住 所	北海道上川郡上川町花園町 北海道上川郡旭川市6条9丁目
	5 番地 番号 15 46 番地 番号
本 籍	北海道上川郡上川町花園町 北海道上川郡愛別町字本町
	5 番地 番号 15 175 番地 番号

本届書中
字訂正
字加入
字削除
訂正
印

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

婚姻で氏がかわった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。
○元の氏に戻る場合 ①親の戸籍に戻る(左の例になります)
○元の氏に戻る場合 ②自分で新戸籍をつくる
○引き続き今までの氏を使う場合 ③別の用紙を離婚届と同時に提出してください。(戸籍法77条2項の届出になります。)
離婚届と同時に77条2項の届出を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可なく「戸籍法77条2項の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

届け出られた世帯に基づき基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流)
☑取決めをしている。
□まだ決めていない。(養育費の分担)
☑取決めをしている。
□まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

◎署名は必ず本人が自署してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

連 絡 先	電話 090(5555)〇〇××
	自宅・勤務先[〇]・携帯
住 定 年 月 日	夫 年 月 日
	妻 年 月 日